

## ○グルメ菊池認定要綱

令和4年2月14日

告示第48号

改正 令和4年4月1日告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市内で地産地消料理を提供する飲食店等のうち、グルメ菊池認定を希望する飲食店等の認定に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、グルメ菊池認定とは、菊池市内で地産地消料理を提供する飲食店等のうち、景観との調和を意識し、先駆性、地域密着度、清潔感及び名物料理等を活かして、自ら積極的に情報発信を行い、観光集客による地域活性化に寄与する飲食店等を、市長が認定することをいう。

(対象)

第3条 グルメ菊池認定の対象となる飲食店等は、菊池市内において、日本標準産業分類の大分類M—宿泊業、飲食サービス業のうち中分類75宿泊業を営み食事を提供する者、中分類76飲食店及び中分類77持ち帰り配達飲食サービス業並びに大分類I卸売業、小売業のうち中分類58飲食料品小売業を営む者とし、創業予定の者を含むものとする。

(認定申請)

第4条 グルメ菊池認定を希望する飲食店等は、グルメ菊池認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(審査会)

第5条 前条の規定による申請を審査するために、グルメ菊池認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第6条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) グルメ菊池認定に関する関係書類の審査及び認定に関すること。
- (2) その他グルメ菊池認定に係る調査及び検討に関すること。

(組織)

第7条 審査会は、次に掲げる者のうちから5人以内の審査員によって組織する。

- (1) 経済部長

- (2) 商工観光課長
  - (3) 農政課長
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 会長は、経済部長をもって充て、審査会を統括する。
- 3 審査会は、必要に応じ、会長が招集する。
- (認定基準)

第8条 審査会におけるグルメ菊池認定の基準は、別表のとおりとする。

(審査結果)

第9条 市長は、審査会の審査結果に基づき認定又は不認定を決定し、グルメ菊池認定審査結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、経済部商工観光課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第99号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第8条関係)

グルメ菊池認定基準(評価項目)

重要度	評価項目	審査の視点
1	地産地消	菊池基準の食材を使用するなど、地産地消に取り組んでいるか。
2	景観との調和	店舗の外観等は、本市の景観を損なわないものか。地域の賑わいに繋がるか。
3	情報発信	自ら積極的な情報発信をしているか。
4	先駆性・密着度等	新規店舗 先駆性のあるジャンルか。 既存店舗 地元密着した店舗か。 店舗の名物(おすすめ)はあるか。
5	その他	コロナウイルス感染症対策などの衛生管理を徹底し、清潔感の維持等に努めているか。

評価配点

項目	評価	評価できる	やや評価できる	標準的	やや劣る	劣る
	地産地消		20	15	10	5
景観との調和		10	8	5	3	1
情報発信		10	8	5	3	1
先駆性・密着度等		5	4	3	2	1
その他		5	4	3	2	1

※ 5段階評価により採点し、50点満点中30点以上を認定とする。

※ 新規創業店舗は先駆性、既存店舗は地元密着度を採点する。